平成２７年（フ）第２２３号
宮城県黒川郡大和町吉岡字西柿木67番地　64Ｂ２Ｌアメージング・エステートＢ棟102、従前の住所山形県西村山郡河北町谷地字嶋217番地５
債務者　奥山　友和
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅沼　賢広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２８１号
仙台市太白区長町南３丁目４番20号　ＴＡＨＯ弐番館103、従前の住所仙台市青葉区木町通１丁目２番５―1301号
債務者　赤木　弘喜
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安西　文衞
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１４６号
群馬県前橋市新前橋町26番地17
債務者　小野里　一
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　和貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１４７号
群馬県前橋市新前橋町26番地17
債務者　小野里惠理子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　和貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３４号
京都府京都市右京区太秦開日町24番地の３
債務者　大石　淳司
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　義弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月15日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第１０８号
愛媛県松山市空港通６丁目19番23号　サンビレッジ空港通Ｂ201号
債務者　吉澤　美圭
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　雅史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月22日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４７号
福岡県久留米市三潴町高三潴913番地１　ＹＳビル203号、前住所福岡市東区和白６丁目４番23―201号
債務者　西田　良英
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤麻美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４８号
福岡市東区和白６丁目４番23―201号、前住所福岡市東区和白丘１丁目20番24―701号
債務者　西田くに子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤麻美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２０号
宮城県石巻市北村字桑柄二61番地５、前住所神奈川県大和市西鶴間３丁目13番10号　アイビーハウス鶴間101号
債務者　遠藤　良枝
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　拓馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第２１６９号
大阪市旭区高殿６丁目18番41―403号
債務者　木津　伸子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣石　佑志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５６号
函館市中道２丁目８番３―501号
債務者　佐藤　　寛
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　佑輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２７号
熊本県葦北郡津奈木町大字津奈木1641番地、前住所鹿児島県伊佐市大口里2766番地１　県営高校西団地２―402
債務者　福本　大地（旧姓倉本）
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　知寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第２１５１号
大阪市旭区大宮１丁目８番13号　川上方
債務者　大藏　康志
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井佐和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月31日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１３２号
愛知県刈谷市高松町４丁目10番地１　コーポ高松201号、前住所愛知県刈谷市泉田町城前106番地１　ヴェスティビュール103号
債務者　山口　　豊
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
北海道茅部郡森町字森川町278番地79
債務者　内山　義隆
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第５６号
和歌山市梅原104番地の41
債務者　川口　真里
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１００号
和歌山市北出島115番地
債務者　川端　里美
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係